

「全国水土里ネット女性の会」会則

(名 称)

第1条 この会は、全国水土里ネット女性の会という。

(目 的)

第2条 この会は、水土里ネットに携わる女性が社会において対等な立場として業務に参画していくこと、及び水土里ネットに関わる全ての人々が性別や年齢を問わず自らの能力を十分に発揮し、協力し合い、将来に向けた土地改良団体の発展を目指した環境づくりを行うことを目的とする。

(事業内容)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 知識や経験の蓄積のための研修会や講演会、現地視察の開催
- (2) 男女共同参画に係る情報発信
- (3) 土地改良団体の体制強化に向けた環境づくりに関する提案
- (4) 農業農村整備事業及び土地改良団体に対する一般国民の理解の促進
- (5) その他この会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 この会の会員は、第2条の目的に賛同する都道府県水土里ネット女性の会及び全国水土里ネットとする。なお、女性の会を設立していない都道府県水土里ネットにおいては、都道府県水土里ネット（以下「都道府県水土里ネット女性の会等」という。）とする。

(役員)

第5条 この会の運営に当たり、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 若干名
- 2 役員は会において互選とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ定めた順位に従いその職務を代理又は代行する。

(役員任期)

- 第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会招集)

- 第8条 定期総会は、毎年度1回会長がこれを招集する。
- 2 臨時総会は、必要と認められたとき会長がこれを招集する。
 - 3 総会の議長は、会長が当たる。
会長に事故あるときは、副会長がこれに当たる。
 - 4 総会は、書面により開催することができる。

(総会議決事項)

- 第9条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
- (1) 会則の変更
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (3) その他運営に関して必要と認めた事項

(総会議決方法等)

- 第10条 総会は、会員の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 2 総会では、会員ごとに1票の議決権を持つ。参加する者は、議事について、必要に応じて事前に会員（土地改良区等）の意見の把握に努める。
 - 3 総会の議事は、出席した会員の過半数をもってこれを決する。
 - 4 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

- 第11条 この会の事務局を、全国水土里ネット土地改良研究所土地改良広報センター内におく。

(雑則)

- 第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附則

- 1 この会則は、令和元年12月10日から実施する。
- 2 この会則は、令和5年6月7日から施行する。